

# サンプルのつもりで商品を注文したはずが 意図しない定期購入になっていた…

## <相談事例1>

SNS 広告で見たサプリメントをサンプルで注文し、1 週間後に同じ商品が届いた。  
2回目の注文はしていない。 (60代 男性)

## <相談事例2>

「化粧水のサンプルを利用しないか」という電話があった。価格が1980円だとい  
うので了承した。商品が届き、納品書を確認すると次回発送日の記載があり、定期購  
入してしまったのではないかと心配。 (70代 女性)

## <アドバイス>

- たとえサンプルであったとしても、注文品以外のものを勧められたら、興  
味がなければきっぱりと断り、興味を持った場合でも、定期購入になって  
いないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認するこ  
とが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに販売業者に申し  
込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、ひとりで悩まず家族や友人、周りの方、もしくは消費生活  
センターにご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999  
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500  
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610  
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

**消費者ホットライン☎188(いやや)**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん